

令和7年10月1日から



# 役場への申請書・届出等の 印鑑の押印は不要 となります。

みなさまの事務手続きに対する負担軽減や利便性向上のため、  
役場への申請書・届出書等は、原則印鑑の押印を不要とします。

## 押印が不要となる手続

- ◆各種補助金の交付申請書
- ◆町有施設等の利用申請書
- ◆医療費等の助成申請書など

これからは  
申請書に「印鑑」を  
押さなくて良くなります♪



## ご注意ください

- ◆今後も押印が必要な手続があります。
- ◆本人確認が必要な手続等

詳しくは、各窓口にご確認ください。



【お問い合わせ先】 芦北町役場 総務課 文書法規係

TEL 0966 - 83 - 9644

HPアドレス <https://www.town.ashikita.lg.jp/>

## 押印が不要となる手続

### ◆各種補助金の交付申請書

・補助金交付申請書、実績報告書、補助金請求書など

### ◆医療費等の助成申請書など

・助成申請書兼交付請求書など

### ◆町有施設等の利用申請書

### ◆その他届出等

## ご注意ください！

以下の申請等は引き続き押印が必要です。

### ◆印鑑証明書の添付が必要な申請

申請様式に印鑑証明の添付を明記されているもの

### ◆同意書・承諾書など

申請者以外(第三者)の氏名欄に押印が必要なもの

### ◆委任状

本人(委任者)が作成したものであっても押印が必要

詳しくは、申請される各窓口にご確認ください。